

有害野生獣からの被害防止へ

電気柵設置の資材購入費への補助金交付を開始します

近年、もともと日本にいなかった「外来動物」(アライグマなど)の存在が農業生産の脅威となっています。そのため、町では4月から、有害野生獣(イノシシ、アライグマ、ハクビシン等)からの被害防止に有効な電気柵設置費用の一部補助を開始します。

■対象 ①農業をしている方(農家台帳登載者)3戸以上で電気柵を共同設置、②電気柵の資材(耐用年数5年以上で設置延長100m超)を新規に購入、③町内の農地等に設置、のすべてを満たす場合 ※認定農業者、特別栽培農産物生産農家、県が認証するエコファーマーは、個人農家でも補助対象

■補助金額 購入費の3分の1以内(上限5万円。千円未満切捨て)

■申請期間 4月1日から ※予算の範囲内で締め切りますので、早めに申請してください。

■申請方法 役場産業振興課に備え付けてある「有害獣電気柵設置事業補助金交付申請書兼事業計画書」に必要事項を記入・押印の上、次の書類を添付して提出してください。

- ①購入予定資材の写真(カタログ等でも可)
- ②購入予定資材の内訳書の写し
- ③購入予定資材の見積書等の写し
- ④申請者の納税証明書(複数の農業者で構成する団体の場合は、構成全員のもの)
- ⑤構成員名簿(農業者の組織団体の場合のみ)
- ⑥認定証書の写し(認定農業者、特別栽培生産農家、エコファーマーの場合のみ)

■注意事項 書類に不備がある場合、受け付けできない場合があります。また、既に購入された方は対象外です。

■問合せ 役場産業振興課 農業政策担当 ☎296-5895

4月から変わる制度等をご案内します



窓口払い不要の医療機関が拡大

坂戸市・鶴ヶ島市内の医療機関(医科・歯科)でも、こども医療費・重度心身障害者医療費の窓口払いが不要になります



4月診療分から、こども医療費と重度心身障害者医療費について、窓口払い不要の医療機関が、比企管内・入間郡(毛呂山町・越生町)の協定医療機関および坂戸市・鶴ヶ島市内の協定保険薬局に加え、坂戸市・鶴ヶ島市内の協定医療機関(医科・歯科)も対象となります。

■対象医療機関 比企管内、入間郡(毛呂山町・越生町)および坂戸市・鶴ヶ島市内の協定医療機関(医科・歯科・保険薬局)

※埼玉医科大学病院は含まれません。
※該当医療機関一覧は町ホームページでもご覧いただけます。

■利用方法 受給者証と健康保険被保険者証を医療機関で提示してください。

■受診にあたっての注意事項
○受給者証を提示しなかった場合や、町と協定を締結していない医療機関等での受診、自己負担分が同一医療機関で、月額2万1000円を超える場合は、従来どおり窓口で支払いをしていただき、後日、役場健康福祉課か東出張所に医療費請求書を提出してください。

○重度心身障害者医療費受給者のうち、後期高齢者医療制度加入者で委任状を提出した方は、平成25年4月1日以降の保険診療分について、医療費請求書の提出は不要です。(ただし、食事療養費一部負担金は請求が必要です。)

■問合せ 役場健康福祉課 ☎296-11241 FAX 296-13390

ご注意ください

ペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります

4月1日以降の申請から、下記の対象の方は新たな基準により認定されます。ただし、3月末までに診断書・意見書が作成された方は、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

対象者	3月末まで	4月以降
ペースメーカー等を入れた方(心臓機能障害)	一律1級に認定	1、3、4級のいずれかに認定。3年以内に再認定を実施
人工関節等を入れた方(肢体不自由)	股関節・膝関節	一律4級に認定
	足関節	一律5級に認定

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになります。

■注意事項 ◇2年1か月前まで免除申請することができませんが、申請が遅れると一方の際に年金を受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
◇申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

■問合せ 川越年金事務所 ☎242-12657 または役場町民課 保険年金担当 ☎29615891



ピロリ菌感染を調べて胃がん予防を
胃がんリスク検査費用の一部助成が始まります

胃がんには、ピロリ菌感染が深くかかわっているといわれています。そこで町では胃がん予防の一環として、検査費用の一部を助成します。

■対象者 鳩山町に住居登録がある、30歳以上の方
■助成期間 平成26年4月1日〜平成27年3月31日
■助成額 2000円(検査後に助成)
■助成回数 1人1回限り

▼尿素呼気試験(一例)



■助成方法 検査費用の全額をお支払い後、次のものを持参の上、町保健センターに申請してください。①鳩山町胃がんリスク検査費用助成金交付申請書兼請求書 ②医療機関が発行する領収書または検査を証する書類 ③振込先の口座が確認できるもの ④印鑑(認め印可)

■問合せ 町保健センター ☎296-12530

消費税率が8%に

社会保障の充実・安定化のための財源確保と財政健全化を図るため、4月1日から消費税率および地方消費税率が次のとおり引き上げられます。

消費税率	6.3% (旧4%)
地方消費税率	1.7% (旧1%)
合計	8% (旧5%)

◇経過措置の取扱いなど、詳細は国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を。

より公平な制度に

70〜74歳の被保険者の窓口負担が2割に変わります

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されます。なお、見直しに当たっては、

高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、左記の対象者から段階的に実施されます。

■対象者 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

■変更内容 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められています。70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
■問合せ 役場町民課 保険年金担当 ☎296-15891